

令和6年度 第2回

恵庭市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和6年12月5日（木）16時30分開会
恵庭市民会館 中会議室

令和6年度 第2回 恵庭市国民健康保険運営協議会

1. 日時

令和6年12月5日（木） 16時30分～16時45分

2. 会場

恵庭市民会館 中会議室（恵庭市新町10番地）

3. 出席者

【運営協議会委員】（7名出席）

（1）公益代表

武藤 光一（会長）、石井 美季（会長代行）、生本 富士代

（2）被保険者代表

神田 美佐子

（3）保険医又は薬剤師代表

青山 康彦、貝嶋 光信、島田 直樹

【事務局（恵庭市）】

保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、国保管理担当主査、国保給付担当主査

4. 議事録署名委員

生本 富士代（公益代表）、青山 康彦（保険医又は薬剤師代表）

5. 審議事項

協議事項 令和7年度国民健康保険税率について

6. その他

1. 開会

○保健福祉部次長

保健福祉部次長の池田です。本日は何かとご多用の中ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。只今より、国民健康保険運営協議会を開催致します。なお、本日は城生委員、佐藤委員より欠席のご連絡を頂いております。大貫委員についても、所用のため欠席ということであります。

2. 会長挨拶

○国保医療課長

それでは、会長挨拶ということで、協議会の開催にあたり、武藤会長よりご挨拶を頂きたいと思います。

○武藤会長

それでは国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しいところご出席頂き、誠にありがとうございます。本日は、令和7年度国民健康保険税率についての協議でございます。

次年度の税率検討をするにあたり、北海道へ納める国保事業費納付金及び標準保険税率について、北海道より仮係数による通知がありました。それを元に計算をした来年度の保険税率案について事務局より説明がありますので、委員各位の慎重なご協議をお願い致しますとともに、本日の議事運営について、よろしくご協力賜りますよう、お願い申し上げまして、はなはだ簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○保健福祉部次長

ありがとうございました。それでは、これ以降の進行につきましては、運営協議会規則第5条の規定により、会長が議長を行うこととなっておりますので、よろしくお願い致します。

3. 議事録署名委員の選任

○武藤会長

それでは、早速、協議に入りますが、恵庭市国民健康保険運営協議会規則第11条の規定により、議事録署名委員2名を置くこととなっております。議事録署名委員は、私からご指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。それでは指名させていただきます。生本委員、青山委員を議事録署名委員に決定させていただきます。よろしくお願い致します。

4. 議案等審議

協議事項 令和7年度 国民健康保険税率について

○武藤会長

それでは議案審議に入らせて頂きます。協議事項、令和7年度国民健康保険税率について、事務局より説明をお願いします。

○国保医療課管理担当主査

それでは、協議資料として配布しております、令和7年度国民健康保険税率について、ご説明させていただきます。

まず、項目1番目の、令和7年度 国保事業費納付金の試算結果についてからご説明させていただきます。

国民健康保険制度は、平成30年度より広域化がなされ、財政責任の主体は北海道となっております。令和7年度の予算編成は広域化がなされてから8度目の予算編成ということになります。

広域化後の国保税率については、北海道から示された国保事業費納付金を支払うことができる税収を確保することが条件であり、北海道から示される「標準保険税率」を参考に設定することとされております。

先日11月15日に、北海道より国の予算編成に基づく現時点における係数、いわゆる仮係数により設定した、令和7年度国保事業費納付金および標準保険税率が示されましたので、これに基づいた本市における令和7年度国保税率の案についてお示し致します。

まず(1)の国保事業費納付金の試算結果をご覧ください。

令和7年度に本市が北海道へ支払う国保事業費納付金は約15億6,884万円と試算され、令和6年度の確定納付金と比較しますと、3,411万円の減額となりました。

この減額となった要因ですが、北海道全体の総医療費自体は緩やかに減少しているものの、一人あたりの医療費は依然として増加傾向となっているところです。

本来であれば、こうした状況は被保険者への跳ね返しとして、納付金や標準保険税率の増へ繋がるところですが、令和7年度に関しては、国から交付されている「前期高齢者交付金」が大幅な増となったことなどにより、本来増額されうるべき分がカバーできたため、納付金の必要総額は減少となりました。

次に、(2)標準保険税率の試算結果をご覧ください。

北海道が示した納付金を納めるために必要な税収を、全道一律の方法で算出したも

のを「標準保険税率」、賦課限度額等をはじめとした各市町村の実態に合わせた計算方法で出したものを「市町村算定方式」といいます。

従って、現行税率とは「市町村算定方式」と比較するのが現実的ではありますが、それぞれの税率を比較したところ、現行税率はおおむね所得割が高く、均等割が若干低いという状況ですが、大きな差異はみられておりません。

なお、別に配布している資料は、示された納付金や標準税率がどのような流れで決定されているかを簡単に示したものになりますので、後ほど参考として確認を頂ければと思います。

次に、資料裏面をご覧ください。

項目の2、令和7年度国民健康保険税率改正についてですが、道が市町村算定方式の標準保険税率を基に推計した賦課総額見込は約13億1,284万円となっております。しかし道における令和7年度の被保険者数や市全体の所得総額の推計値は、当課で推計している値よりも大きかったため、このまま標準保険税率で賦課した場合には、歳入不足に陥る可能性も考えられます。

そこで当課にて、現行税率のままで被保険者数や所得総額の下振れを見込んで再計算をしたところ、賦課総額の見込みは約13億2,672万円となりました。

従って、令和7年度においては、被保険者数の減少や個人所得の変動といった、収入面における下振れ要素を加味した場合であっても、令和7年度における国民健康保険事業費納付金の納付に必要な税収は確保できることから、現行税率のまま据え置くこととしたいと事務局では考えております。

なお冒頭でお話ししました、国からの「前期高齢者支援金」の増につきましては今年度限りとなる可能性が高く、また一部では課税所得計算方法の見直し等も報道されていることから、そういった今後の国保制度についての動静に関する情報収集も行いつつ、令和12年度に実施が予定されている国保税率の全道統一化に向けて、適宜、国保税率の在り方について運営協議会へお示ししていきたいと考えております。

次に項目3番目の、保険税課税限度額の改定案についてです。

国民健康保険の法定課税限度額は地方税法施行令によって決定されており、令和6年3月31日付の改正で、後期高齢者支援分が22万円から2万円引き上げの24万円に決定されているところです。

本市においては、国の1年遅れで条例改正を行っていることから、令和7年度より、国の規定に合わせた上限額に改正をするものです。

なお、この改正による影響額については、現時点での課税限度到達世帯数から推計致しますと、81世帯が対象になり、約162万と推計しているところです。

この1年遅れでの改正の是正については、委員の皆様方からもご意見を頂いているところであり、令和12年度からの保険料統一化の関係や早期に国の規定に合わせた改正について北海道から打診もあることから、早期の解消が必要なものと我々も認識

しているところですが、現在把握している情報では、令和7年度の法定課税限度額についても引き上げが予定されていることから、国の規定に合わせるタイミングや手法については、引き続き検討を重ねたうえで、改めてお示ししたいと考えております。資料の説明は以上となりますが、今後の予定と致しましては、現在、今回示された納付金額を基に、現行の国保税率を据え置いた形で令和7年度予算編成を進めているところであり、年内には概ね完了する予定です。

北海道から年明けの1月中旬に確定係数による納付金額および標準保険税率が示されることから、示された数値に大きな差が無い場合は、そのまま予算案として3月上旬に改めてお諮り致します。

また、保険税の課税限度額については、令和7年第1回定例会に条例改正案を提出する予定となっております。

令和7年度の国保税率についての説明は以上となります。

○武藤会長

ありがとうございました。それでは、只今の説明に対しまして、質疑がございましたら発言を願い致します。

<発言者なし>

それでは、協議事項、令和7年度国民健康保険税率について、お諮り致します。事務局の説明のとおり進めさせて頂くということによろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしということで、協議事項、令和7年度国民健康保険税率については、事務局の説明のとおり承認されました。

6. その他

○武藤会長

それでは、その他について事務局から何かございますか。

○国保医療課給付担当主査

国保医療課給付担当の関口と申します。

私からは前回の運営協議会で説明させて頂きました、特定健診受診率向上対策事業のその後の検討状況について説明させて頂きます。

本市の国保の健診受診率向上を図るため7月に先進地である小樽市を視察したこと

は前回ご報告させて頂きましたが、小樽市ではＱＵＯカード付与事業によって受診率が向上していることを受けまして、庁内関係部署と協議した結果、本市では特定健診受診者全員にＱＵＯカード１，０００円分を支給する方向で検討しております。

まずは試行期間として３年間実施し、効果等を検証することを予定しており、事業の財源については、国民健康保険支払準備基金を予定しております。

以上の内容で、現在予算要求を行っているところであります。今後の進捗状況につきましては、次回の運営協議会にて報告させて頂きたいと思います。

私からは以上となります。

○武藤会長

ありがとうございます。今の説明について、質疑その他ございますか。

<発言者なし>

質疑がないようですが、委員の皆様からは何かございませんか。

<発言者なし>

○国保医療課管理担当主査

追加で、一言だけご報告申し上げます。皆様もご案内のとおり、先日の１２月２日より、マイナンバーカードと保険証の一体化が開始されておりますが、現場では大きな混乱もなく国の規定通りに進めておりますので、ご報告させていただきます。

○武藤会長

ありがとうございました。委員の皆様からも、他になれば以上をもちまして本日の審議を終了させて頂きたいと思います。

委員各位の慎重なご協議と議事運営に対するご協力に対し、感謝申し上げます。ありがとうございました。